

歩掛参考見積募集要領  
「件名：流木処理等作業（仮称）」

次のとおり歩掛参考見積を募集します。

令和2年12月15日

独立行政法人水資源機構  
長良川河口堰管理所長  
高阪 英樹

## 1. 目的

この施工歩掛参考見積募集要領は、独立行政法人水資源機構で予定している作業（以下、「本作業」という。）の積算の参考とするため、施工歩掛を募集するものです。なお、この募集要領は、本作業の指名及び競争参加資格をお約束するものではありません。

## 2. 参考見積書提出の資格

- (1) 水資源機構における平成31・32年度一般競争（指名競争）参加資格業者の認定を受けていることとします。
- (2) 営業に関し法律上必要とされる資格を有していることとします。
- (3) 当機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成6年5月31日付け6経契第443号）に基づき、木曽川水系及び豊川水系関連区域において指名停止を受けていないこととします。

## 3. 施工歩掛見積書の提出等

施工歩掛見積書は次に従い提出してください。

- (1) 見積書は別紙-1の施工歩掛参考見積り記載例を参考とし、施工歩掛は作業項目毎の直接労務等員数を記載して提出して下さい。別紙-1の施工歩掛参考見積り記載例は、実績に基づく想定数量及び構成となっておりますので、見積り内容と相違がある場合は、別途計上して下さい。  
なお、見積書の様式は問いません。
- (2) 提出期間 令和3年1月4日(月)から令和3年1月14日(木)まで  
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時まで
- (3) 提出先  
独立行政法人水資源機構 長良川河口堰管理所長 高阪 英樹 宛  
【担当】環境課 田尻  
〒511-1146 三重県桑名市長島町十日外面136番地  
TEL：0594-42-5012 FAX：0594-42-5020  
E-mail：daiki\_ogasawara@water.go.jp
- (4) 提出方法  
書面は持参、郵送又はメール（社印があること）により提出して下さい。

#### 4. 見積内容

以下の内容について、別紙－1の施工歩掛参考見積記載例の項目に合わせて見積りして下さい。

- (1) 流木塵芥収集引上工
- (2) 右岸漂着物収集工
- (3) 魚道清掃工
- (4) アユふ化水路清掃等作業工
- (5) 渡り栈橋撤去・復旧工

※見積仕様書及び参考図を参照して下さい。

※別紙－1の「施工歩掛参考見積記載例」のオリジナルデータは当管理所ホームページからダウンロード出来ます。ご不明な場合はご連絡下さい。

工事費を構成する技術者の職種と定義

国土交通省が公表している「令和2年度公共工事設計労務単価」における「職種区分及び定義・作業内容」によるものとします。

共通仮設費・現場管理費及び一般管理費等については別途計上しますので、これらを除く直接労務費及び機械器具費の見積りをお願いします。

見積り有効期限

本見積りの有効期限は、令和4年3月31日までとして下さい。

#### 5. 本募集要領に対する質問

この依頼書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出して下さい。

- (1) 提出期間：令和2年12月16日(水)から令和2年12月22日(火)まで  
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時までの間に、(2)の提出先に届けて下さい。
- (2) 提出場所：3.(3)に同じ。
- (3) 提出方法：3.(4)に同じ。

#### 6. 質問に対する回答

質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

- (1) 期間：令和2年12月24日(木)から令和3年1月14日(木)まで
- (2) 方法：ホームページに掲載します。

#### 7. 施工歩掛参考見積書作成及び提出に要する費用

歩掛参考見積書提出者の負担とします。

#### 8. 貸与資料

なし

#### 9. ヒアリング

提出していただいた見積書について、ヒアリングを実施することがあります。

#### 10. その他

- (1) この参考見積依頼書をご提出いただいたことで、本作業の指名又は競争参加資格をお約束するものではありません。
- (2) ご提出いただいた参考見積書は、積算の目的以外には使用いたしません。

( 以 上 )

流木処理等作業（仮称）

見積仕様書

令和2年12月

独立行政法人水資源機構  
長良川河口堰管理所

# 第1章 総 則

## 第1節 適用

### 1-1 適用

1. この見積仕様書は、独立行政法人水資源機構(以下「機構」という。)が別に定める「土木工事共通仕様書(平成30年4月)」(以下「共通仕様書」という。)及び「土木工事施工管理基準(平成30年4月)」に優先して、流木処理等作業(仮称)(以下「本作業」という。)の参考見積に適用する。

## 第2節 参考見積の対象とする作業の内容

### 2-1 作業場所

三重県桑名市長島町十日外面地先及び桑名市福島地先

### 2-2 作業概要

本作業は、洪水等により長良川河口堰の管理水域に漂着した流木塵芥、水草等について、収集、引上、分別積込、処理場への運搬作業を行うものである。また、左岸呼び水式魚道の水路、魚梯ゲート、観察室窓ガラスおよびロープネット清掃作業を行うとともに、右岸呼び水式魚道のロープネット、右岸せせらぎ魚道の清掃作業ならびにアユふ化水路の清掃等作業を行うものである。

その他、台風の接近に伴い、堰上下流の係船設備に接続する渡り栈橋を避難させる必要がある場合に、渡り栈橋の撤去・復旧を行うものである。

流木塵芥収集引上工	1式
右岸漂着物収集工	1式
魚道清掃工	1式
アユふ化水路清掃等作業工	1式
渡り栈橋撤去・復旧工	1式

## 第3節 見積対象数量

数量は、見積記載要領および参考資料によるものとする。

## 第2章 作業内容

### 第1節 一般施工

#### 1. 目的

本作業は、洪水等により長良川河口堰の管理水域に漂着した流木塵芥、水草等の漂着物について、収集、引上、分別積込、処理場への運搬作業を行うものである。また、左岸呼び水式魚道の水路、魚梯ゲート、観察室窓ガラスおよびロープネットの清掃作業を行うとともに、右岸呼び水式魚道のロープネットの清掃作業ならびに右岸せせらぎ魚道の清掃を行うものである。

アユふ化水路清掃等作業は、アユふ化事業及び銀毛アマゴ放流事業のために水路の清掃と付属施設の設置等を行うものである。

その他、台風の接近に伴い、堰上下流の係船設備に接続する渡り栈橋を避難させる必要がある場合に、渡り栈橋の撤去・復旧を行うものである。

#### 2. 共通事項

- (1) 受注者は、船着場付近で作業を行う際は、第三者が作業範囲に侵入しないよう安全対策を行うものとする。
- (2) 施工時は、周辺の管理施設を損傷しないよう十分注意することとする。
- (3) 受注者は、水上作業及び水辺周辺の作業においては必要な保護具に加え、救命胴衣（ライフジャケット）を着用するものとする。また、施工にあたり作業員が河川内に墜落（落水）した時の対処のために、浮き輪等を現場に備え付けるなど安全対策に万全を期すものとする。

### 第2節 流木塵芥収集引上工

#### 2-1 収集引上作業

##### 1. 作業実施日の指示

- (1) 収集引上作業の実施日及び使用船舶数は、監督員が指示する。また、監督員からの指示は作業実施日の前日までに行う。
- (2) 作業実施日を指示してから作業開始までの間に、河川流況の変化、天候の急変が発生した場合は、安全確保を目的として、作業実施日の延期を指示することがある。

##### 2. 作業方法

- (1) 監督員から作業実施日の指示があった場合には、受注者は速やかに現地を確認し、以下に示す作業内容に必要な手配を行う。
- (2) 河口堰ゲートの周辺および河口堰管理水域に漂着した流木塵芥は、船舶で収集し、図面に示す塵芥仮置場にて移動式クレーン等で引き上げを行う。
- (3) 作業の開始時刻は、作業実施日またはその前日に監督員と調整すること。
- (4) 受注者は、水上作業を行うに当たり、監督員または長良川河口堰管理所操作室と連絡を密にし、河口堰ゲートの操作状況を確認するとともに、作業開始前には作業関係者に十分周知し、作業の安全に万全を期さなければならない。なお、ゲート稼働中はゲートより離れて待機するものとする。
- (5) 受注者は、収集作業中において、ゲートの流出量が大きい場合など、流木収

集に支障を来たしている場合は、監督員に連絡するとともに監督員の指示に従うものとする。

- (6) 集積した流木塵芥は、飛散しないよう対策を講じるとともに、第三者が立ち入らないよう対策を講じること。
- (7) 受注者は、履行期間中においては、常に監督員と連絡が取れる体制を執っておかなければならない。

### 第3節 右岸漂着物収集工

#### 3-1 右岸漂着物収集作業

##### 1. 作業実施日の指示

- (1) 収集作業の実施日及び使用船舶数は、監督員が指示する。また、監督員からの指示は、作業実施日の前日までに行う。

##### 2. 作業方法

- (1) 監督員から作業実施日の指示があった場合には、受注者は速やかに現地を確認し、以下に示す作業内容に必要な手配を行う。
- (2) 図面に示した右岸せせらぎ魚道周辺に漂着した水草等の漂着物について、船舶および人力による収集作業、移動式クレーン等による引き上げ作業を行う。
- (3) 作業の開始時刻については、潮位の状況に左右されることから、作業実施日またはその前日に監督員と調整すること。また作業は、魚道の通水を停止して行うが、通水停止は、監督員がゲート进行操作して行うため、作業開始前に監督員へ連絡し、ゲート操作の完了を確認してから着手するものとする。また、作業終了の際は、跡片付けが完了した後、作業終了の連絡を監督員へ行うものとする。
- (4) 集積した水草等の漂着物は、図面に明示する作業区域付近の1箇所に集積し、飛散しないよう対策を講じるとともに、第三者が立ち入らないよう対策を講じること。
- (5) 受注者は、履行期間中においては、常に監督員と連絡が取れる体制を執っておかなければならない。

### 第4節 魚道清掃工

#### 4-1 共通事項

- (1) 本作業については、作業月の大潮時に実施することとするが、それにより難しい場合は、作業実施日、時刻について事前に監督員と調整すること。
- (2) 作業は、魚道の通水を停止し、かつ、干潮時に行わなければならない。

なお、通水停止は、監督員がゲート进行操作して行うため、作業開始前に監督員へ連絡し、ゲート操作の完了を確認してから着手するものとする。また、作業終了の際は、跡片付けが完了した後、作業終了の連絡を監督員へ行うものとする。

#### 4-2 左岸魚道清掃工

##### 1. 呼び水式魚道清掃作業

###### (1) 作業時期

作業時期については、4月、5月、6月、7月、1月および3月を予定している。

###### (2) 観察窓清掃

観察窓の窓拭きは、ガラス面にみがきキズや損傷を与えないように十分注意して作業するものとし、柔らかいスポンジたわし等を使用し、金属性のたわしや研磨剤は使用しないものとする。

###### (3) 水路部清掃

水路底部および側壁について高圧水洗浄を行うものとする。

なお、床部の玉石については、デッキブラシを用いる等して仕上げを行うものとする。

###### (4) 隔壁（魚梯ゲート天端）清掃

魚梯ゲートの天端をブラシ等で磨き上げて清掃するものとする。

###### (5) ロープネット清掃

上下流方向に設置してあるロープネットについて高圧水洗浄を行い清掃するものとする。

#### 4-3 右岸魚道清掃工

##### 1. ロープネット清掃作業

###### (1) 作業時期

作業時期については、4月、5月、6月および7月を予定している。

###### (2) ロープネット清掃

呼び水式魚道の上下流方向に設置してあるロープネットについて高圧水洗浄を行い清掃するものとする。

##### 2. せせらぎ魚道清掃作業

###### (1) 作業時期

作業時期については、1月を予定しているが、変更がある場合は、監督員より指示するものとする。

###### (2) せせらぎ魚道清掃

魚道床部について、高圧水洗浄を行い、デッキブラシを用いる等して仕上げを行うものとする。なお、鳥害ブロックの下部についても同様に行うものとする。

#### 第5節 アユふ化水路清掃等作業工

##### 5-1. 取水部準備工

##### 1. 取水部準備作業

###### (1) 作業時期

作業時期については9月を予定しているが、変更がある場合は監督員より指示するものとする。

## 2. 作業方法

- (1) 貸与する取水ゲート開閉機を据付け、長良川本川から取水部への流入を遮断するものとする。
- (2) 取水部ろ過材（ネット入）をステンレス製カゴから取り出し、アユふ化水路内にて、ろ過材の付着物を洗浄するものとする。
- (3) ろ過材取り出し後、高圧洗浄機等を用いて、取水部内を清掃し、堆積土の除去を行うものとする。
- (4) 付着物、堆積土はアユふ化水路外の下流に流さないよう汚泥吸排車等で適宜取り除き、右岸溢流堤内の監督職員の指示する箇所に移動するものとする。
- (5) 清掃後、ろ過材を清掃前の位置に設置するものとする。
- (6) 経年劣化によりろ過材が不足している場合は、機構が支給するろ過材をネット内に補充するものとする。
- (7) 清掃後、取水ゲート開閉機により長良川本川から取水できる状態に戻すものとする。
- (8) 取水ゲート開閉機は、貸与された場所に返納するものとする。

## 5-2. アユふ化事業補助工

### 1. アユふ化事業補助作業

#### (1) 作業時期

作業時期については9月を予定しているが、変更がある場合は監督員より指示するものとする。

## 2. 作業方法

- (1) 清掃前にアユふ化水路部にある角落とし(アユふ化事業用)を撤去するものとする。
- (2) アユふ化水路(大水路部・小水路部)の各既設ろ過材(ネット入り)をカゴから取り出し、付着物を洗浄するものとする。
- (3) ろ過材取り出し後、高圧洗浄機等を用いて、アユふ化水路(大水路部・小水路部)の堆積土砂等除去・洗浄・清掃を行うものとする。
- (4) 付着物、堆積土はアユふ化水路外の下流に流さないよう汚泥吸排車等で適宜取り除き、右岸溢流堤内の監督員の指示する箇所に移動するものとする。
- (5) 清掃後、ろ過材を清掃前の位置に設置するものとする。
- (6) 清掃後に角落とし(アユふ化事業用)をアユふ化水路部に設置するものとする。
- (7) 大水路側(幅約8m、長さ約100m)の底部に空気供給装置を設置するものとする。
- (8) 空気供給装置(散気管及び接続用ホース)は機構より貸与(管理所敷地内)する。
- (9) 大水路側(幅約8m、長さ約100m)の範囲に寒冷紗等を設置するものとする。
- (10) 寒冷紗等(寒冷紗、展開用のワイヤー、金具他(支柱10本含む)、シュロ取付用ロープ(約120本程度))は機構より貸与(管理所敷地内)する。



### 5-3. アマゴ放流事業補助工

#### 1. アマゴ放流事業補助作業

##### (1) 作業時期

作業時期については11月を予定しているが、変更がある場合は監督員より指示するものとする。

##### 2. 作業方法

- (1) アユふ化事業後、高圧洗浄機等を用いて、アユふ化水路部(小水路部・整水池部)を清掃し、堆積土の除去を行うものとする。
- (2) 堆積土はアユふ化水路外の下流に流さないよう汚泥吸排車等で適宜取り除き、右岸溢流堤内の監督員の指示する箇所に移動するものとする。
- (3) アマゴ放流事業前にアユふ化水路部に角落とし(アマゴ放流事業用)を設置するものとする。
- (4) アマゴ放流事業後に角落とし(アユふ化事業用・アマゴ放流事業用)を清掃前の場所に返納するものとする。
- (5) アマゴ放流事業終了後、監督員の指示する時期に、設置した空気供給装置及び寒冷紗等の撤去作業を行い、貸与された場所(管理所敷地内)に返納するものとする。

### 第6節 渡り栈橋撤去・復旧工

#### 1. 渡り栈橋撤去・復旧

- (1) 堰上下流係船設備の渡り栈橋について、撤去を行うと共に台風通過後に復旧を行うものとする。作業実施日については、監督員より指示する。
- (2) 撤去した渡り栈橋は、復旧するまでの間、以下に示す場所まで運搬し、仮置きを行うものとする。

なお、詳細場所については、監督員へ確認を行うものとする。

また、仮置き場所では、2本の渡り栈橋を互いにロープで固定し、転倒等を防ぐ処置を施すものとする。その他、夜間の視認性を確保するため、点滅灯を設置することとする。

仮置き場所：長良川河口堰管理所の西側構内

－ 以 上 －

流木処理等作業(仮称)

見積図面

令和2年12月

独立行政法人水資源機構 長良川河口堰管理所

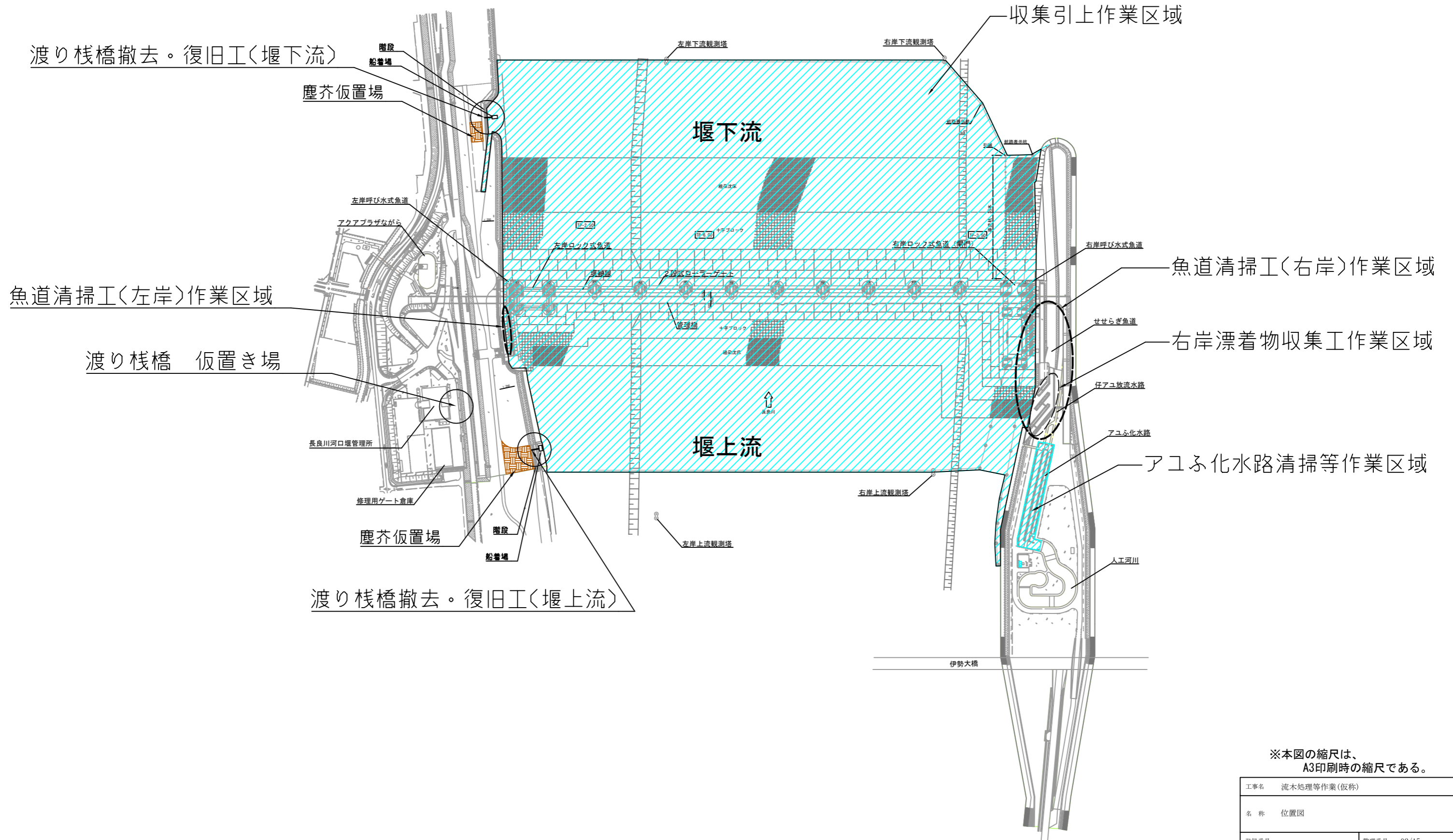
# 図 面 目 録

No	図 面 名 称	登録番号	整理番号
1	図面目録		01/15
2	位置図		02/15
3	右岸漂着物収集工一般図		03/15
4	左岸魚道清掃工平面図		04/15
5	左岸魚道清掃工縦断図		05/15
6	右岸ロープネット清掃作業平面図		06/15
7	右岸ロープネット清掃作業縦断図		07/15
8	右岸せせらぎ魚道清掃作業一般図		08/15
9	アユふ化水路清掃等作業工平面図		09/15
10	取水部準備工・アユふ化事業補助工一般図		10/15
11	取水ゲート・角落とし位置図		11/15
12	アユふ化事業補助工平面図		12/15
13	アユふ化事業補助工詳細図(1)		13/15
14	アユふ化事業補助工詳細図(2)		14/15
15	渡り棧橋撤去・復旧工 平面図		15/15
	－以上－		

工事名 流木処理等作業(仮称)	
名 称 図 面 目 録	
登録番号	整理番号 01/15
独立行政法人 水資源機構 長良川河口堰管理所	

# 位置図

S=1:4000

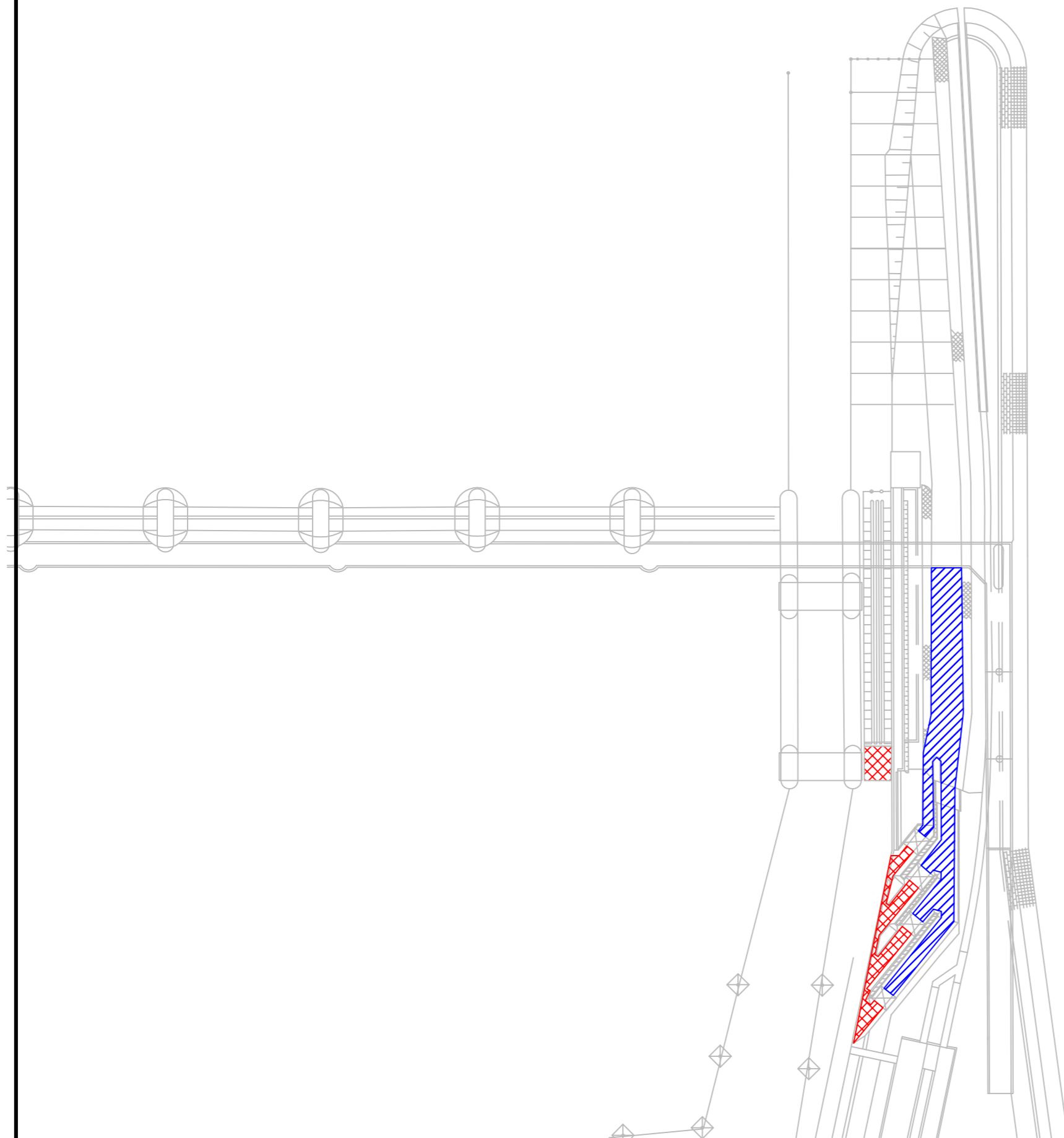


※本図の縮尺は、A3印刷時の縮尺である。


工事名	流木処理等作業(仮称)	
名称	位置図	
登録番号	整理番号	02/15
独立行政法人水資源機構長良川河口堰管理所		

# 右岸漂着物収集工一般図

S=1/1500



 船上作業での水草収集箇所

 河川内人力作業での水草収集箇所

※本図の縮尺は、  
A3印刷時の縮尺である。

工事名	流木処理等作業(仮称)
名称	右岸漂着物収集工 一般図
登録番号	整理番号 03/15
独立行政法人水資源機構長良川河口堰管理所	

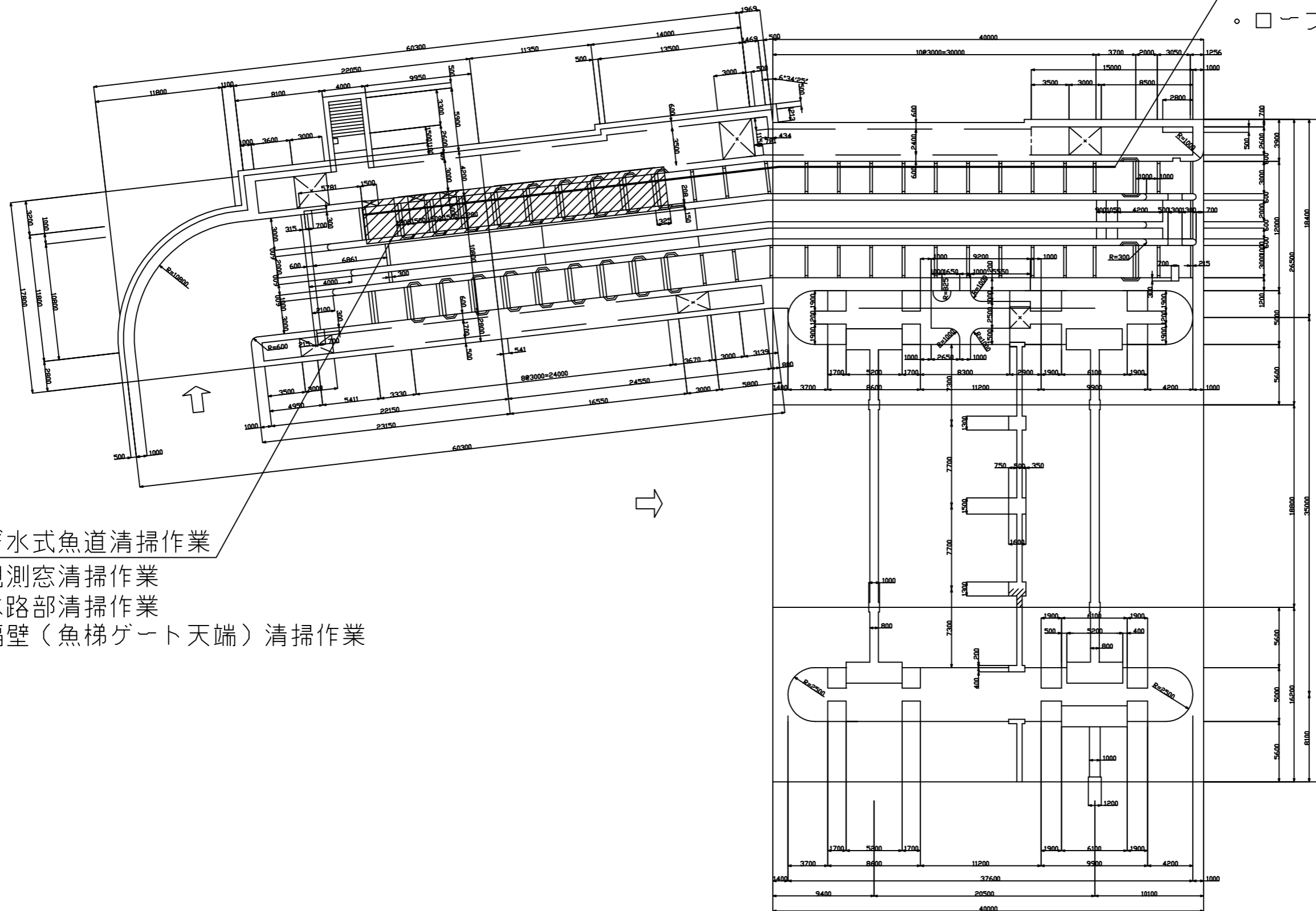
# 左岸魚道清掃工平面図

呼び水式魚道清掃作業

・ロープネット清掃作業

呼び水式魚道清掃作業

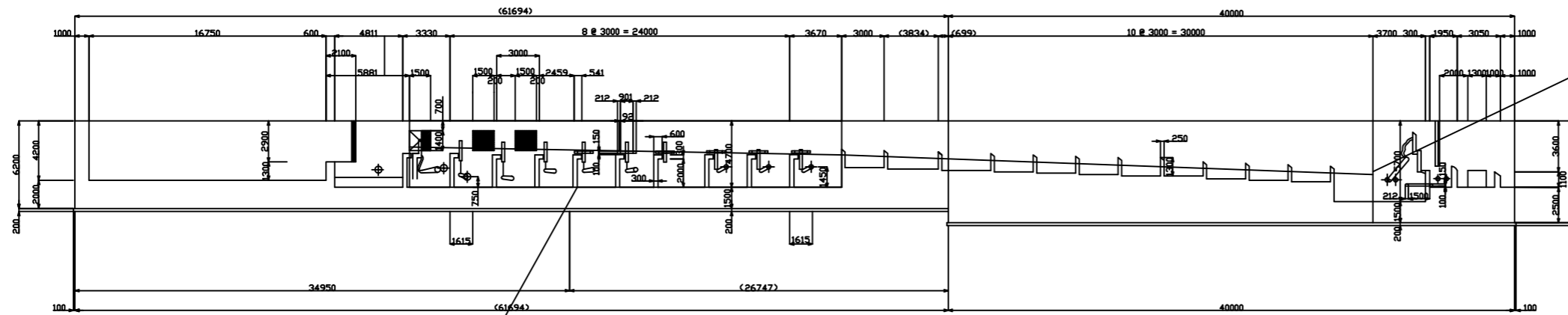
- ・観測窓清掃作業
- ・水路部清掃作業
- ・隔壁（魚梯ゲート天端）清掃作業



※本図の縮尺は、  
A3印刷時の縮尺である。

工事名	流木処理等作業(仮称)		
名称	左岸魚道清掃工平面図		
登録番号	整理番号	04/15	
独立行政法人水資源機構長良川河口堰管理所			

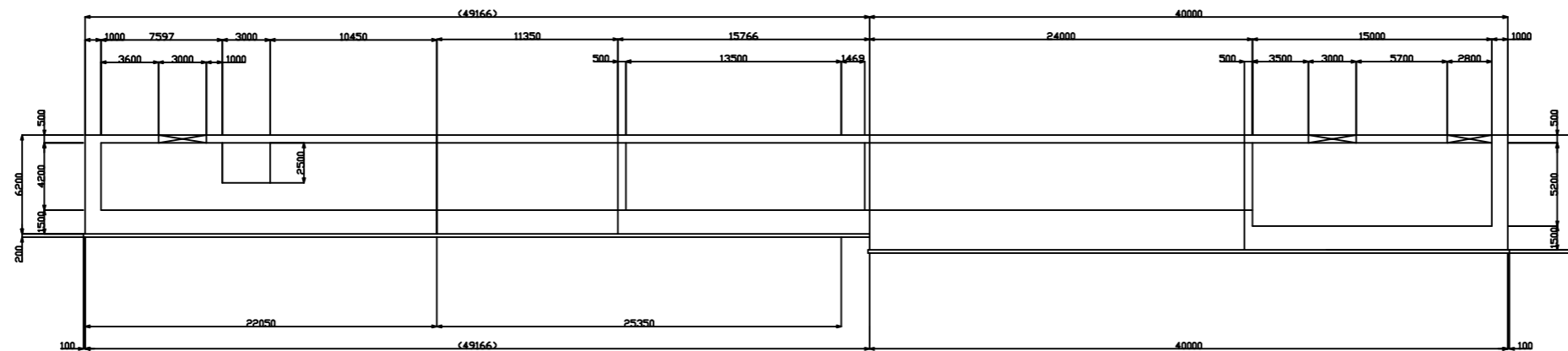
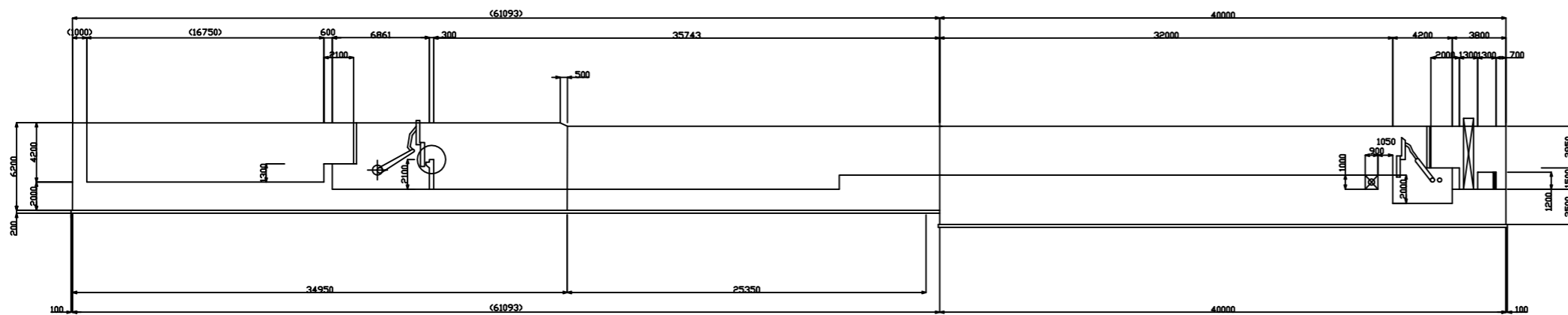
# 左岸魚道清掃工縦断図



呼び水式魚道清掃作業  
 ・ロープネット清掃作業

呼び水式魚道清掃作業

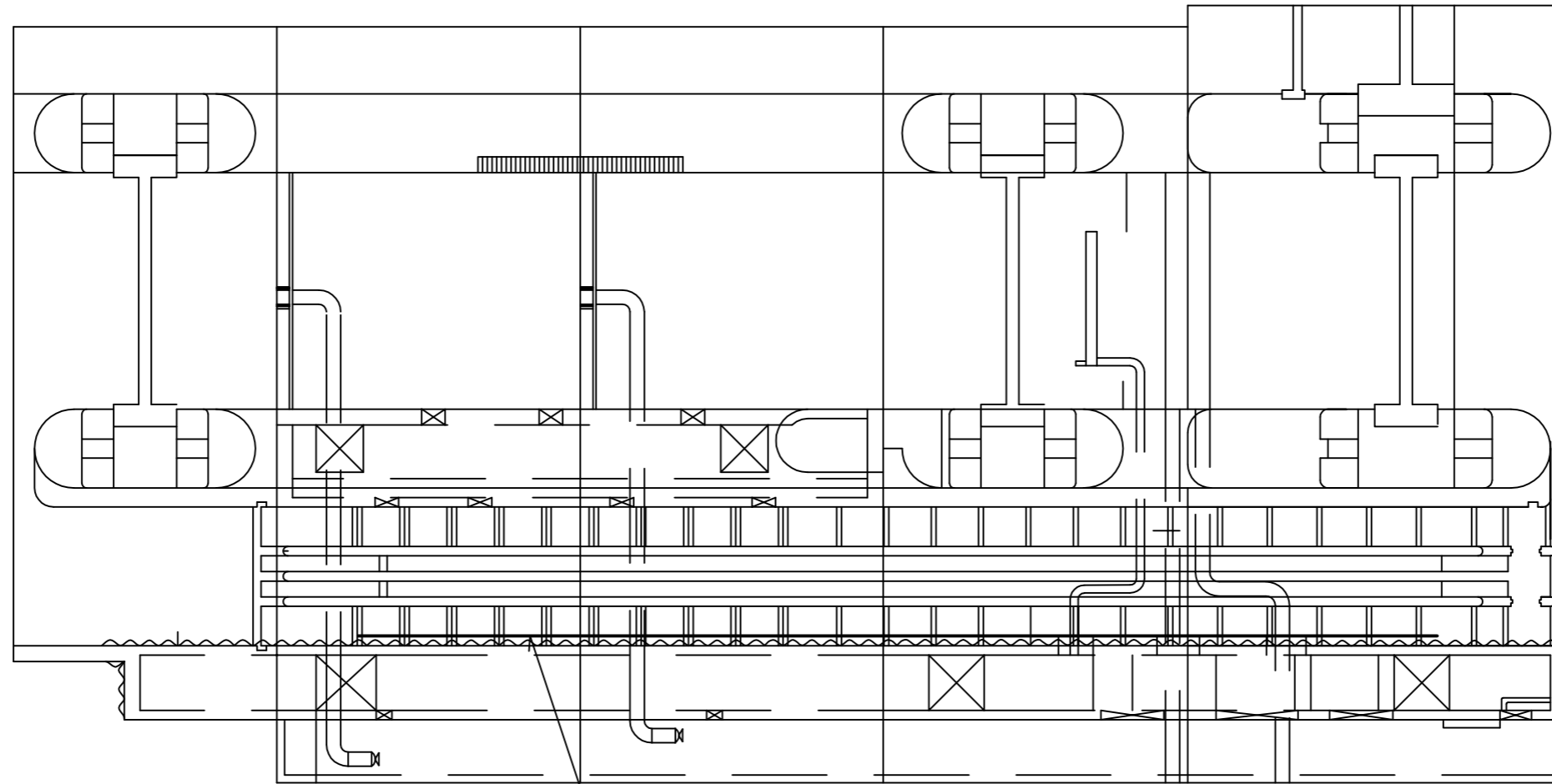
- ・観測窓清掃作業
- ・水路部清掃作業
- ・隔壁（魚梯ゲート天端）清掃作業



※本図の縮尺は、  
A1印刷時の縮尺である。

工事名	流木処理等作業(仮称)		
名称	左岸魚道清掃工縦断図		
登録番号	整理番号	05/15	
独立行政法人水資源機構長良川河口堰管理所			

# 右岸ロープネット清掃作業平面図



ロープネット清掃作業

※本図の縮尺は、  
A1印刷時の縮尺である。

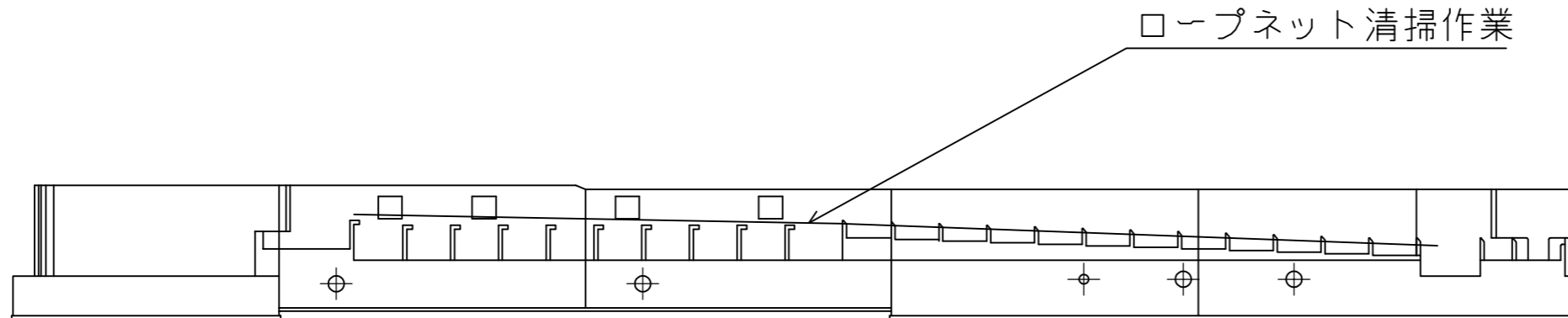
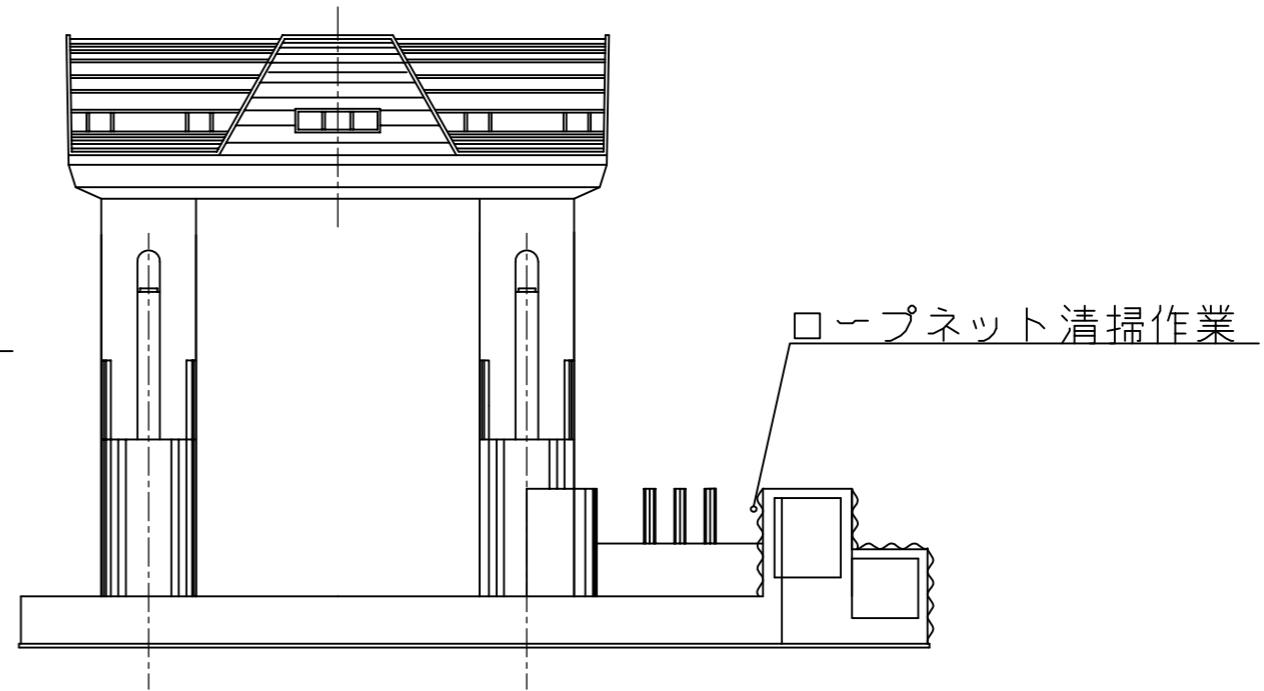
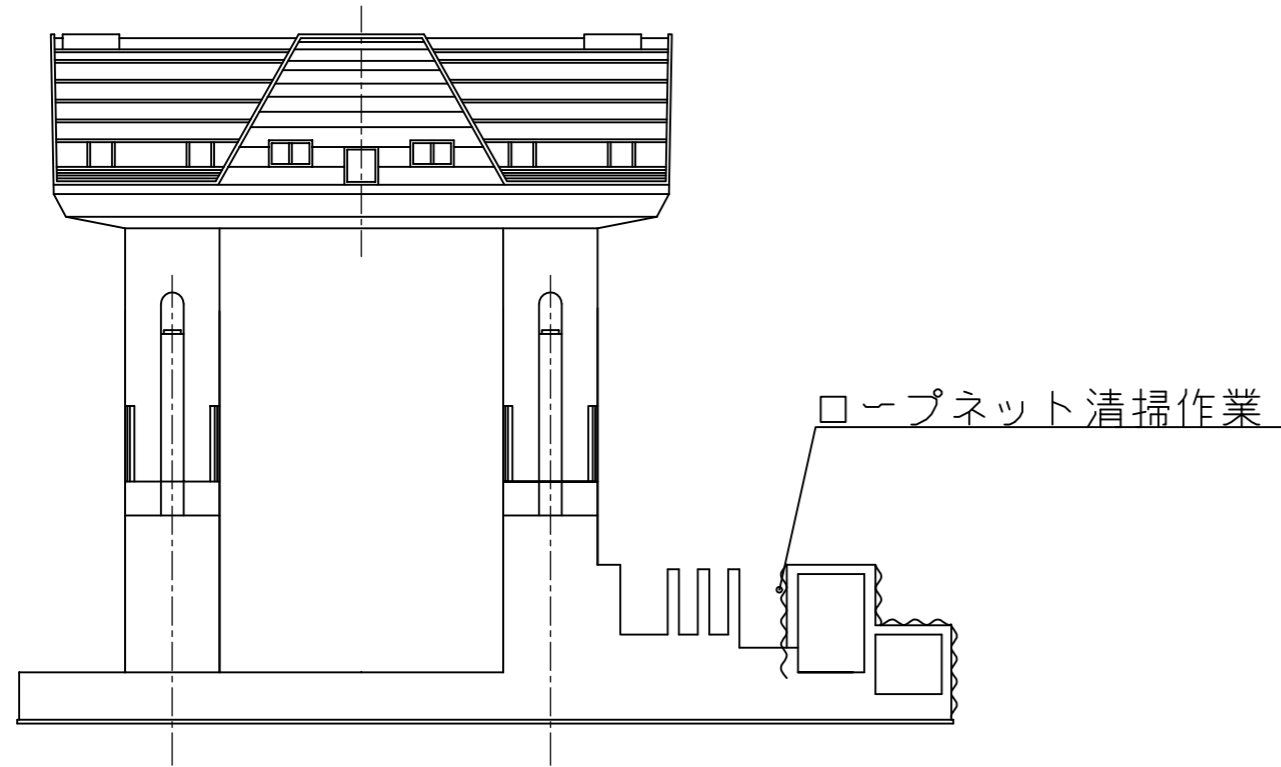
工事名	流木処理等作業(仮称)
名称	右岸ロープネット清掃作業平面図
登録番号	整理番号 06/15
独立行政法人水資源機構長良川河口堰管理所	



# 右岸ロープネット清掃作業縦断図

下流側断面図 S=1/200

上流側断面図 S=1/200

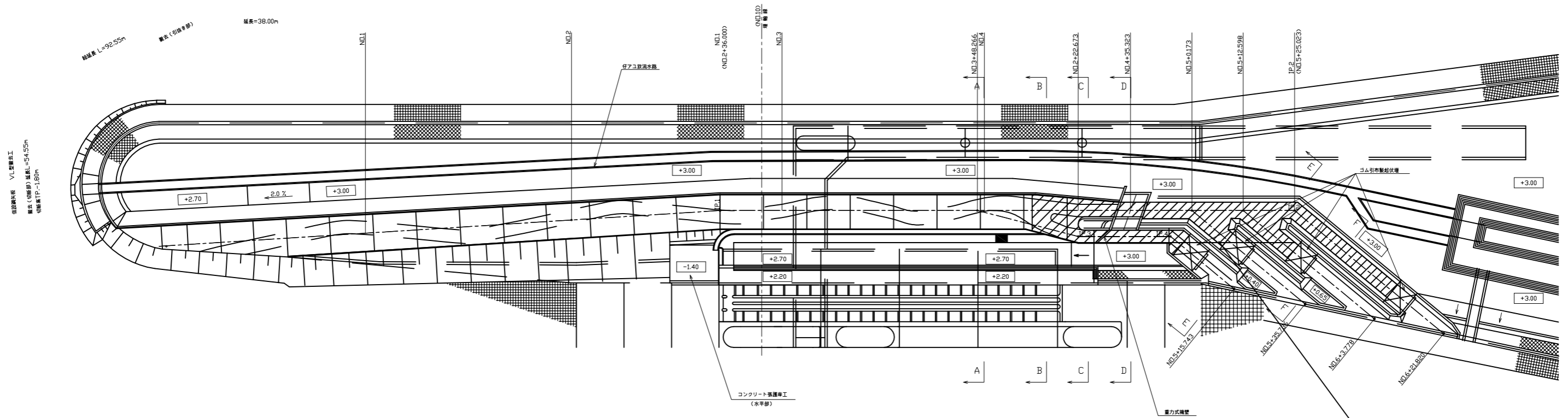


※本図の縮尺は、  
A1印刷時の縮尺である。

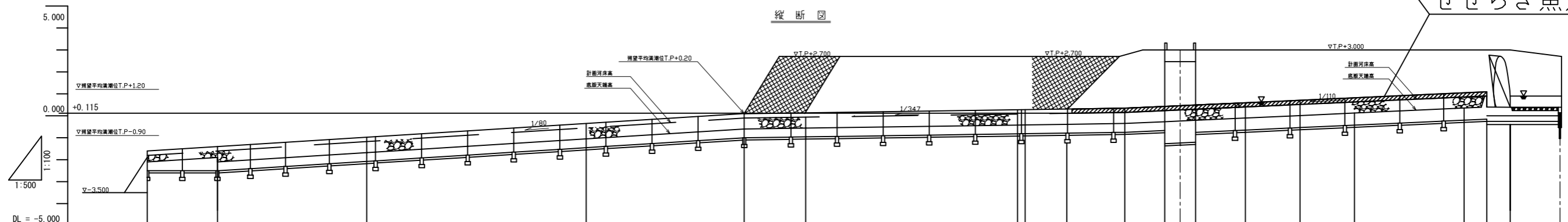
工事名	流木処理等作業(仮称)
名称	右岸ロープネット清掃作業縦断図
登録番号	整理番号 07/15
独立行政法人水資源機構長良川河口堰管理所	

# 右岸せせらぎ魚道清掃作業一般図

平面図 S=1/500



縦断図



勾配	(-1.800)		L=136.000m		(-0.100)		L=86.673m		(+0.150)		L=82.500m		(+0.400)	
計画河床高	-1.800	-1.600	-1.175	-0.550	-0.100	-0.060	0.080	0.085	0.112	0.150	0.233	0.265	0.297	0.388
天版天端高	-2.100	-2.100	-1.675	-1.050	-0.600	-0.560	-0.420	-0.415	-0.388	-0.350	-0.267	-0.235	-0.203	-0.100
追加距離	0.000	16.000	50.000	100.000	136.000	150.000	188.266	200.000	209.500	222.673	231.811	235.323	238.835	250.993
単距離	0.000	16.000	34.000	50.000	36.000	14.000	48.266	1.794	9.500	13.173	9.138	3.512	3.512	11.195
測点	NO.0	+16.000	NO.1	NO.2	IP.1	NO.3	+48.266	NO.4	+9.500	+22.673	+31.811	+35.323	+38.835	NO.5
曲線	<p>IA=3°39'08"      IA=14°25'06"      θ=39°32'36"      θ=35°32'36"      IA=39°32'36"</p>													

せせらぎ魚道清掃作業

※本図の縮尺は、  
A1印刷時の縮尺である。

工事名	流水処理等作業(仮称)		
名称	右岸せせらぎ魚道清掃作業一般図		
登録番号	整理番号	08/15	
独立行政法人水資源機構長良川河口堰管理所			





























